・１級土木施工管理技士又は１級建築施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から６ヵ月以内に限る。）

なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

・「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の三及び国交省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）

② 同一の者が上記⑷に掲げる工事を架設した経験を有する者であること。（ただし、配置する技術者が平成14年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。）（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合に限る（乙型にあっては分担工事の実績に限る。）。）

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

経常建設共同企業体にあっては、一人で⑹①の基準を満たし、上記⑷に掲げる同種工事の実績を有した技術者を構成員の何れかで１名、専任で配置できること。残りの構成員においては専任で上記の⑹①の基準を満たす技術者を配置できること。

なお、見積合わせ後の措置として、建設業法施行令第27条第１項で定める金額の３倍未満で契約した企業においては、上記⑹①の基準を満たし、上記⑷の同種工事の実績を有した技術者を１名専任とすることで、残りの構成員が配置する技術者は専任を要しない。

③ 配置予定技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係（３ヶ月以上）があることを証する資料を提出すること。提出されない場合や、雇用関係が確認できない配置予定技術者は競争参加資格無しとする。

なお、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるとみなすが、継続雇用制度を証する資料を提出すること。

④ 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱について」又は「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」又は「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱について（改正）」において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出が技術資料等の提出期限までになされない場合は競争参加資格無しとする。また、当該要件に適合しない者を技術者として設置していることが確認された場合は本建設工事の契約を解除する。

⑤ 本建設工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑥ 配置予定技術者は、据付現場での技術者（経常建設共同企業体にあっては、据付現場での全ての構成員の配置予定技術者）とする。なお、現場据付時期は下記を予定しており、配置予定技術者は当該時期から専任できるものであること。

現場据付時期：平成32年２月頃

⑺ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一次審査に関する資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から技術協力業務に係る見積の時までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止（建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止を含む）を受けていないこと。

⑻ 上記１⑵に示した本建設工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

⑼ 技術協力業務の優先交渉権者は、技術協力業務範囲（Ｌ＝345m）において、本建設工事以外の工事入札に参加することができない。

⑽ 本案件に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照。）

⑾ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３ 段階的選抜に関する事項等

本案件の段階選抜は以下のとおり実施する。

一次審査における評価点の算出においては、下記⑴一次審査について、評価点を評価基準に従って与え、評価点を算出する。（最大得点30.0点）。

なお、詳細は説明書による。

⑴ 一次審査　競争参加資格があると認められた者のうち、下記１）から３）の項目における評価点の合計の上位10者までを選抜する。ただし、10者目の評価点が複数いる場合は、その全ての者を含む。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、中部地方整備局入札契約手続運営委員会における審査の結果、上記の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、上位10者（ただし、10者目の評定点の合計と同じものが複数いる場合は、そのすべての者を含む。）に追加する。

１）企業の能力

２）配置予定技術者の能力

３）その他

⑵ 二次審査（選抜された者）　３⑴により選抜された者の中から、別表１③の期間内に二次審査に関する資料（以下「技術提案書」という。）を提出した者を対象に実施する。

４ 一次審査に関する事項

競争参加資格があると認められた者のうち、一次審査の評価点合計上位10者（ただし、10者目の評定点の合計と同じものが複数いる場合は、そのすべての者を含む。）及び上記３⑴により追加された者に技術提案書の提出要請を行うものとする。

５ 二次審査（優先交渉権者の選定）に関する事項

⑴ 技術提案の評価に関する基準　本案件は、国道１号清水立体事業において１号清水立体八坂高架橋工事を行うものである。清水ＩＣ西交差点は、主要地方道清水停車場線と国道１号との交差点であり交通量が多く、施工時の交通規制が一般交通へ与える影響が大きいことから、施工者独自の高度な工法等の活用が必要であり、技術協力・施工タイプを適用し、高架橋工事に関する技術提案を下記１）から３）について求める。

１）技術協力業務に関する提案：10点

２）主たる事業課題に関する提案：40点

３）ＣＩＭを活用した施工に関する提案：10点

⑵ 技術提案書についてヒアリングを行う。

⑶ 優先交渉権者の選定　上記５⑴⑵による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

⑷ 技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法　技術評価点が最も高い者が複数者いる場合、下記の①から③の順で優先交渉権者を選定するものとする。

①　技術提案２）の得点が高い者

②　技術提案１）の得点が高い者

③　該当者にくじを引かせて優先交渉権者を決める。

くじの実施方法等については、別途通知する。

⑸ 優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施したうえで、技術協力業務を契約締結すると同時に、本建設工事の契約に至るまでの手続に関する基本協定を締結し、工事価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては工事価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術協力業務の契約締結及び工事価格等の交渉を行う。

⑹ 技術提案の履行に関する事項　受注者の責めにより、競争に係る技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、違約金及び指名停止等の措置を講じることがある。